

参議院建設委員会會議録第二号

平成七年十月十九日(木曜日)

午後二時開会

委員の異動

十月十七日

辞任

渡辺 孝男君

補欠選任

福本 潤一君

出席者は左のとおり。

委員長 永田 良雄君
理事 石渡 清元君
太田 豊秋君
片上 公人君
緒方 靖夫君

委員

井上 孝君
岩井 國臣君
上野 公成君
大野 明君
橋本 聖子君
山崎 正昭君
市川 一朗君
長谷川道郎君
福本 潤一君
山崎 力君
赤桐 操君
大淵 絹子君
山本 正和君
奥村 展三君

国務大臣

建設大臣 森 喜朗君

(国土庁長官) 池端 清一君

政府委員

阪神・淡路復興
対策本部事務局
次長

国土庁官房
長

建設大臣官房
長

建設大臣官房
総務課長

建設省河川局長

建設省住宅局長

常任委員会専門
員

建設大臣官房
官

庁常務部長

説明員

建設大臣官房
官

庁常務部長

照井 進一君

八島 秀雄君

角地 徳久君

竹内 克伸君

伴 襄君

小野 邦久君

松田 芳夫君

梅野捷一郎君

本日、の会議に付した案件

○建築物の耐震改修の促進に関する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

○委員長(永田良雄君) ただいまから建設委員会
を開会いたします。

建築物の耐震改修の促進に関する法律案を議題
といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。森
建設大臣。

○国務大臣(森喜朗君) ただいま議題となりまし
た建築物の耐震改修の促進に関する法律案につ
きまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上
げます。

本年一月の阪神・淡路大震災において、建築物
に多数の被害が生じ、多くの貴重な人命が失われ
たことはまことに遺憾であり、地震に対する建築
物の安全性の向上を図ることの重要性を改めて強
く認識したところであります。

今回の大震災における建築物の被害状況を見ま
すと、特に昭和五十六年以前に建築された現行の
耐震基準を満たさない建築物の被害が顕著であり
ます。一方、それ以後に建築された新しい建築物
の被害程度は軽く、現行の耐震基準はおおむね妥
当なものであると考えております。

このため、国民の生命、身体及び財産を保護す
るため、現行の耐震基準に適合しない既存の建築
物の耐震改修を全国的な課題として早急に推進す
ることがぜひとも必要であると考えております。

この法律案は、このような課題に対応するため
め、多数の者が利用する建築物の耐震診断及び耐
震改修についての所有者の努力義務、建設大臣に
よる指針の策定並びに所管行政庁による助言、指
導及び指示について定めるとともに、所管行政庁
が建築物の耐震改修の計画を認定してこれに対し
建築基準法の特例の適用及び金融上の支援を行う
等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、多数の者が利用する一定の建築物の所
有者は、当該建築物について耐震診断を行い、必
要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければなら
ないこととする。建設大臣がこれらの建
築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針を定め
て公表し、あわせて、所管行政庁が必要であると
認めるときは、指導及び助言を行うことができる
こととしております。また、このうち、病院、百
貨店等不特定かつ多数の者が利用する一定の建築
物について、所管行政庁が必要と耐震診断または
耐震改修が行われていないと認めるときは、必要
な指示を行うことができることとしております。

第二に、建築物の耐震改修をしようとする者
は、建築物の耐震改修の計画を策定し、所管行政
庁の認定を申請することができることとしており
ます。所管行政庁の認定に際しては、既存不適格

建築物において耐震性の向上のための改修を
認める等の建築基準法の特例措置を設けるとも
に、認定を受けた住宅の耐震改修について住宅金
融公庫の貸付金利の優遇措置を講ずることとして
おります。

第三に、国及び地方公共団体は、建築物の耐震
診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通
等に努めることとしております。

第四に、国は、建築物の耐震診断及び耐震改修
の促進を図るため、研究開発の促進のための措置
を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団
体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関
する国民の理解を深める等のための措置を講ずる
よう努めることとしております。

その他、これらに関連いたしました関係規定の
整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であ
ります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いた
だきますようお願い申し上げます。

○委員長(永田良雄君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岩井國臣君 私は自由民主党の岩井國臣でござ
います。去る七月の参議院選挙におきまして、比
例代表として初めて当選させていただきました。新
人でございます。新人にもかかわらず、この建設
委員会に質問させていただく機会を与えていた
だきまして、委員長並びに各委員の先生方にお礼を
申し上げます。

そしてまた、質疑に入る前に、森建設大臣の御
就任、まことにめでたうございます。建設行政
はますます重要になっておりますので、どうか建
設行政の発展のために御尽力くださいますようお

願ひ申し上げる次第でございます。

さて、阪神・淡路大震災についてでございますけれども、御案内のとおり阪神・淡路大震災は死者、行方不明五千五百名を超える大災害ということでありまして、死傷者も四万人を超えるということでありまして、まことに悲惨、まさに言語に絶する大災害であつたわけでございます。

今や、地震に対します国民の安全性の確保に対する要求は大変高まつておりまして、政府としても積極的に取り組まねばならないことに重要な課題になつておるのではないかと申すわけでございます。

そして、死者、行方不明のほとんどが倒壊家屋の下敷きになられたというふうなことでございまして、したがひまして建物の耐震対策というものが最も重要な課題ではなからうかと思つてわけでございます。

今後、建築物の地震に対する安全性の向上につきましてどのように建設省として取り組んでいかれるのか、まず最初に建設大臣の決意をお伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○國務大臣(森喜朗君) お答えを申し上げます前に、岩井議員から大変御丁寧なご質問をいただきました。この間まで政府委員としてこちら側にいらつしたわけでありまして、今度は立法府で議員として建設省の後輩、同僚のためにどうぞひとつ御研さん、また御指導をいただきますように。

きょうは特に攻守所を変えたいと思ひますが、この間まで党の幹事長をやつておりまして、岩井さんをどうやって当選させようかという頭を痛めておりましただけに、今度は岩井さんから質問を受けるというのは非常に私自身、私の方が素人でございまして、そういう意味では余り厳しく質問をしないで優しくお導きをいただきたい、御指導いただきたいということをお願い申し上げます。

今、岩井委員からお話のとおり、この一月の阪神・淡路大震災、私も当時党の役員の立場、そ

して今回大臣に就任いたしました早速また現地も訪れました。いろんな問題が多くございしますが、御指摘ございましたように、個人の住宅の被害というのはやっぱり我々としてはこれはもう大きな政治課題になるなということを改めて痛感いたしました。五千五百名を超える多数の方々がお亡くなりになつたということは極めて遺憾なことでございます。心からお悔やみを申し上げますと同時に、御遺族の皆様方にも心からお慰めを申し上げます。

したがって、私どもとしては、この厳しい、苦しいこうした経験を踏まえて、そして本当に耐震性の強い国土、安全で安心して住める国づくりにお互いに努力しなければならぬ、改めてそう決意をいたしました次第でございます。

今回の建築物の被害状況にかんがみまして、国民の安全を確保するためには建築物の耐震性の向上を全国的な課題として早急に推進する必要がある、このように考えております。そのためには、市街地の再開発の推進、老朽建築物の建てかえの推進等、各種の施策をさまざまな角度で総合的に実施していくことが必要だと考えております。そういう意味で、この重要な施策の一環として、今回のこの法案を提出させていただいたものでございます。

建設省といたしましては、耐震改修を促進するための法的な枠組みをぜひ確立したい、このように考えております。耐震性の向上に関する各種の施策を推進することによりまして、建築物の地震に対する安全性の確保に積極的に取り組んでまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○岩井國臣君 どうもありがとうございます。さて、今回の法律案に関しまして若干の質問をさせていただきますと思ひます。

まず最初でございますけれども、今回の震災時におきましては四十万棟もの家屋、建築物の被害があつたということでございます。私、何度か現地に行かせていただきましたけれども、私の印象と

いたしましては、大ざっぱに言えば壊れるべくして壊れたといえますか、もちろんコンクリートのビル等で、ピロティー方式といふものも特別な設計の関係でやられておるといふものもありまして、それから若干施工不良といふふうなものもあるかと思ひますが、結構立派に残つておるものもあるわけでございます。壊れるべきものが壊れたかなというのはいささか乱暴な言い方ですけども、そんな印象がございします。

もちろん建設省におかれましては、建築物の被害の原因究明といふのをやっておられると思つておりますが、改めてその概要とかあるいはその結果をどう見ておられるか、結果の評価につきまして御説明いただければと思ひます。

○政府委員(梅野捷一郎君) 今回の震災の被害につきまして、私も建築物の関連につきましても被害の状況あるいは原因につきまして調査分析をいたしましたわけでございます。特に、建築関係の専門の先生方にお集まりをいただいて調査委員会という組織をつくりまして、そこにおきまして調査分析を行つていただけたわけでございます。

調査いたしました対象は、この委員会では、いろいろなデータあるいは現地を視察するという直接お調べいただく点も相当ございましたし、各種のそれまでに行われましていろいろなところで調査をされましたものも極力すべてを集めて、それらもあわせて分析しようといふような姿で調査を進めていただけたわけでございます。

この委員会といたしましては、七月二十八日に中間報告、調査分析の内容としてはかなりのところまでおまとめいただいた内容になつておるわけでございますが、その中間報告としておまとめいただきまして、それによりまして、この震災によりまして大破、倒壊等の甚大な被害を受けたものは、そのほとんどが五十六年、この年に現在の耐震基準という形で改正をしたわけでございますが、それ以前の基準によつて建てられた建物といふものがほとんどであつたということでござい

また、具体的な内容といたしましては、ただいまお話しございましたけれども、ピロティーその他、壁の配置がバランスが非常に悪いとか、若干設計上に無理があるといふまいしょうか、建物の性質を十分に安全面ととらえ切れていないような建物、そういうものがやはり技術的な意味では傾向としてはそうであつたといふふうな御報告でございます。

また一般的に、今の五十六年以前、特に四十六年以前の建物でございますが、特にRCの柱の帯筋がそれ以降の基準に比しますと飛んでいる、まばらにしか入っていないといふようなことでございしますけれども、そういうものは非常に多く壊れているといふような傾向の御報告をいただいているわけでございます。

○岩井國臣君 建築基準法は、地震のたびごとに今まで何度か耐震基準を強化してきておられますね。今回の阪神・淡路大震災の被害にかんがみまして、大きく見た場合にそれぞれ致命的な問題になるのかもわかりませんが、今御説明いただきましたように、詳細に見ていくとやはり若干問題もあるのかなといふことで、今回もまた耐震基準の見直しといふのが行われるのかなと、こう思つたりしておるわけでございしますが、その点、基準の見直しにつきましてどのようにお考えになつておるのでしょうか。

○政府委員(梅野捷一郎君) 建築基準法の耐震基準につきましては、現在の基準は五十六年に、私も新耐震新耐震と、新耐震基準と申しておるわけでございますが、そのときかなり大がかりな基準の見直しをいたしましたわけでございます。

今回の、先ほど申し上げました調査委員会の御報告によりまして、全体の基準の組み立て方、骨格といふまいしょうか、そういうものについては今回の震災の結果を見てもおむね妥当であるといふ御報告をいただいているところでござい

す。しかし、先ほど申し上げましたように、個々の建物の部分あるいは形式といふようなものに立

ち入って見ますと、例えばピロティ形式の建物であるとか鉄骨の造によります柱脚の部分の構造の問題でありますとか、溶接に絡んだ部分とか、そういう点についてはなお問題があるという御指摘もいただいているところでございまして、これは個々の建物の構造についての技術基準というところで扱うことになっておるわけでございます。

法律上で言いますと、告示というようにレベルの部分でございますが、それらの部分については、今回の結果を受けてそれなりの見直し、補強、修正というようなものを図っていききたい。全体の骨格をいじる、修正する必要はないと考えておりますけれども、そういう個々の具体的な技術基準の部分については基準の見直しを進めておるところでございます。

○岩井國臣君 ぜひ見直すべき点は見直して、適正に改正をお願いしたいと思っております。

さて、現在の耐震基準に満たない、基準制定以前に建てられた建物がかかり壊滅的な被害をこうむった、こういうことでございまして、全国的に見ますとその基準に満たない建築物というのは随分あるわけございまして、やはりこれは理想的に言いますと、基準に合うように建てかえるというのが一番いいんではないかと思っております。

いわゆる適及適用の問題、私、実は現職のときに河川に関する構造物、橋梁とか堰とかいろいろあるわけでございますが、そういった構造物の安全基準、河川管理施設等構造令、これの制定に努力したことがあるんですが、そのときに法制局から、ちょうど千日デパートの火災の問題なんかがございますまして、基準に合わない構造物が世の中にいっぱいあるんだから、やはり十年でも二十年でも猶予期間を設けて基準の適及適用を図るべきじゃないかというふうなことで、大分かんかんがくが議論をさせていただきまして、結果は、やはり現実的にはそういうことは難しいだろう、適及適用というのは難しいだろうということでございました。

そういうことで、今回の耐震対策につきまして、建築基準法の適及適用というものは現実的に無理があるだろう、難しいだろうということで、やはり今回の法律で考えられておるような耐震改修の促進というものが有効であろうと思うわけでございます。

しかし、現行の基準に満たない、基準以下のものは千差万別だろうと思うのでございまして、したがって、しかるべき診断に基づいて、ある一定の基準に満たないものにつきましてはやはり改修の実が上がるように特段の配慮が要るのではなからうか、そんな感じがしておるわけです。

河川の場合で言いますと、応急対策基準というのをつくりまして、その基準に基づいて全部やりかえるというふうなことで対応したわけでございますけれども、その点、いかがでございましょうか。

○政府委員(梅野捷一郎君) ただいま先生から御指摘のように、今回の震災の経験を受けて、従前の基準で建てたもので、今の技術レベルあるいは基準の内容から見るとなお問題が残っている建物についてどうするか、これが御審議いただいている今回の法案そのものでございまして、けれども、いわゆる適及適用というものは、それぞれの条件が非常に厳密な条件もあるとか、技術的にも一律的な適及適用というのは非常に難しいということもございまして、今回の枠組みとしては努力義務あるいは指導、助言、指示というような、そういう体系で構成をさせていただいているということでございまして。

今お話しございましたように、具体的な建物につきましては、既にでき上がっている建物でございまして、条件も、あるいはその不安な状況というものも大変千差万別でございまして。

私ども、今回の法案によりまして法的な枠組みができた際には、実際はそれ以前から公共団体と御相談をしておるわけでございますけれども、この体系に従って、改修をより実のある進捗を図るにはどういった一種のプログラムといましよう

か、どういったところから取りかき実を上げていくかということも既に公共団体とも御相談を進めているところでございまして、そういう中で、できるだけ緊急を要するもの、あるいは内容が早く手を打たなければいかぬものというふうなものを重視しながら、実の上がるような指導に努めていきたいというふうな考えているところでございまして。

○岩井國臣君 特定建築物に努力義務を課して、それに対して指示を行ったり、あるいは耐震改修の計画の認定をして、これらに建築基準法の特例措置を講ずるということが今回の法律の趣旨で、それによって改修促進を図る、そういうことだと思っております。私は、法律はそういうことで大変時宜を得た、まことに意味のある、意義のあることだと思っておりますが、やはりそれだけでは足りないのではなからうか。建築物の所有者にとりまして、耐震改修は費用がかかるものでございまして、やはり資金的な面での支援措置が必要ではなからうか、そうでないとなかなか法律をつくってもなかなか実効が上がらないというふうなことになるか、そういう思いをいたします。

したがって、建築物の耐震改修に対する財政的支援を積極的に行うときではないか、こんなふうに思っていますし、また税制面でも支援措置が必要ではなからうか、こういうふうな思ふ次第でございまして、それらの点、いかがでございましょうか。

○政府委員(梅野捷一郎君) 御指摘のように、既存建築物の耐震改修を促進するためには、いろいろな資金的な問題も含めましてさまざまな支援措置を用意していかなければいけないということとは、私どもも御指摘のとおり考えているところでございまして。

今の御指摘の中で、特に資金的な面での支援でございまして、やはり今回の一般的な対象となる建築物は、私有財産といましようか、そういうものを一般的に対象としているということから、直接これに助成をするということとはなかなかない

にくい点もあるわけでございます。

そういう点から、現在私どもが用意しております支援措置は、これらの改修にお取り組みいただく際の必要な資金をできるだけ条件のいい資金を御用意することが一点でございまして、例えば住宅の改修につきましては、金融公庫の資金を金額面でもこれは一次補正でかさ上げをしたわけでございますが、また金利面におきましても最も有利な条件の金利の資金が使えるということにしたい。また税制面でも、これは今来年度に向かつての税制改正要望で要望しているところでございまして、特別償却制度をこのために設けたいというふうなことで、支援措置を用意したいということも今努力をいたしているところでございまして。

○岩井國臣君 融資につきましてはこの法律に基づいて実施していく、税制につきましても十二月に向けて努力すると前向きなお答えでございまして、個人財産でございまして、資金的な援助、補助といいますが、そういったことにつきましては確かに問題があろうかと思っております。

御案内のとおり、大都市には老朽住宅といいますが古い住宅が密集しておるといって、ところがいっぱいあるわけございまして、もしそういったところで火災が発生しますと地域全体、その個人の家だけの問題じゃなくて、地域全体が大火になるというふうなことが実はあるわけございまして、私もその辺を大変心配しておるわけです。そういうことで、地域全体の住環境の改善というふうな視点に立つて何か財政的な援助ができないものか、こう思うわけでございますが、いかがでございましょうか。

○政府委員(梅野捷一郎君) 先ほど個々の、個別のベースでのお話を申し上げたわけでございますが、ただいま御指摘のように、特に大都市におきましては木造住宅の密集した地域等が地域的に見ても地震あるいはそれに伴います火災の危険度の高い地域でございまして、そのような地域については密集市街地の再開発、改造を進めるというこ

とで各種の事業を進めておるところでござい
ます。その事業の一環として、この今回の耐震改修
というものの、その中に主要なテーマとして取り上
げて、助成措置が既にそういう事業にはついてお
るわけでございまして、この耐震改修という問
題も取り上げて積極的に取り組むたいということ
で、予算措置も補正等におきましてそういう面
からは取り組んでおるところでございまして。

○岩井國臣君 都市における住環境の問題は大変
重要でございまして、今言われたことのほかも
いろいろ御検討いただき、都市における住環境の
改善ということにつきましてさらに特段の御努力
をお願いしたいと思うわけでございまして。要望で
ございまして。

その次に移りますけれども、耐震改修を促進す
るためにその前提となります耐震診断というの
があるわけでございまして。当然診断が必要である
わけですが、耐震診断は一体どのような人たちが行
うのか、そしてまた、その診断を行う人の数とい
うのは十分足りるのかどうか。その点、ちよつと
お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(梅野捷一郎君) 耐震診断がまず行わ
れなければいけないわけでございまして、この耐
震診断については建築士でなければいけないとい
うことにはなっておりませんが、やはり建築士あ
るいは建築士と同等程度の建築の専門的な知識を
持つておられる方々がこれに当たるべきだとい
うふうに考えております。

しかし、建築士一般の方々がいわゆる耐震診断
という業務に御経験が必ずしもあるわけではござ
いせんので、現在、主として建築士でございま
すが、建築士を中心に、この耐震診断をできる人
ということのために一種の再教育でございま
すが、全国的に講習会を開催している最中でござ
います。現在のところ約二千名が受講されてお
りますが、今年度の計画としておおよそ固ま
ります。全体としては七千名ほどのベ
ースとしての技術力をお持ちの方々が、そ
ういう改めて再教育を受けていただい
て専門的な耐震診断に当

たつていただけるといふふうに考えているところ
でございまして。

また、耐震診断をお受けになりたいという方々
がこういうしつかりした信用のおける方々に依頼
をできるようにということで、この方々の例え
ば名簿でありますとかそういうものを整備いたしま
して各行政の窓口その他に置きまして、皆様方
がこういう方々に安心して御依頼いただけるよう
な体制をぜひ確立していきたいというふうに考
えておるところでございまして。

○岩井國臣君 家の改修を行う人の立場に立つて
考えますと、そういう診断をだれに頼めばいい
のか、その辺が問題だろうと思ひます。その辺
をやはり国民にわかりやすくするために、あるい
はまた別の観点からいいますと公的資金、先ほど
の融資にしても税制上の特例措置にしましても公
的助成ということがあるわけでございまして、
診断の内容をしつかりしたものにする必要がある
のではなからうか。

そういう観点からいたしますと、ただ単にそ
ういう研修ということではなくて、やはり診断士
というようにな耐震診断に関する資格制度とい
うものが、その点いかがでございましょうか。

○政府委員(梅野捷一郎君) 先ほど御説明いたし
ました診断のための専門家の社会的な確立とい
うことで、実質面では、現在、先ほど申し上げたよ
うなことで取り組んでおるところでございまして。
これは非常に緊急を要するということで実質的な
体制を組もうということで先行して進んでいるわ
けでございまして、ただいま御指摘のように、こ
れらの方々が現実にも、先ほど申しましたように
七千名とか一万名とかという具体的な人々も確立
してまいらるわけでございまして、この診断技術
者というものを社会的にさらにきちんとした形で
位置づけるのをどういう形でやればいいのか。恐
らく建築士法その他の関連を考えたながら検討し
ていくことになると思ひますけれども、今後十分
検討させていただきたいというふうに思ひており
ます。

○岩井國臣君 建築物の耐震改修をこれから強力
に促進していくためには、やはり病院とかデパー
トといったそういう民間の建築物に対する啓発
活動、これを積極的にやる必要が当然あると思
ひますが、やはり同時に国とか地方公共団体の建
物、それにつきまして模範を示すというふう
なことで、官公庁施設など公共建築物につきま
してみずから進んで耐震改修を行っていく必要が
あるかと思ひます。

時間がちよつとなくなりましたので、その御要
望だけ申し上げまして質疑を終わらせていただき
たいと思ひます。どうもありがとうございます。

○市川一朗君 平成会の市川一朗でござい
ます。

私も岩井議員と同様、この七月に初めて当選
いたしました新米でございまして、皆様のお許しを
いただきました質問の機会を与えていただきまし
た。永田委員長を始め委員の皆様方に大変感謝申
し上げますと同時に、国土庁長官、建設大臣、御
苦勞さまでございまして。つたない質問でござい
ますが、一生懸命に質問させていただきますのでど
うぞお許しいただきたいと思ひます。次第でござ
います。

阪神・淡路大震災、ただいまも話題になつて
おりますが、一月十七日に起きたわけではござ
いまして、本日は十月十九日でございまして、九
月と二日たつたわけでございまして、ああもう九
月たつたかなと思ひます。まだ九月月だった
かなと思ひます。いろいろな複雑でございまして。
私も皆様方と同様大変なショックを受けたもの
でございまして、今さらながら被災者の方々のこ
とを思ひまして、また関係者の方々の御苦勞、御
苦勞を思ひます。二度と再びあのような惨事は
あつてはならないということを本心に思ひます。
政府に申し上げたいという気持ちを持っております
が、同時に、私も日本の政治家は、本心に
災害の多い日本でございまして、党派を超えて

こういった事柄につきましてはしっかりと取り組
む必要があると思ひます。被災者の方々の
お立場を考えると、何とか一日も早い復興を
と願うものでございまして。

あの関東大震災のときに、当時の東京市の調査
会のメンバーでございました寺田寅彦が膨大な調
査報告書の中で、このような災害は何回も必ず起
きてまいる、それが忘れたところに忘れたところ
にやつてくるというたようなことで、そういうこ
とをしつかりと踏まえて復興は精いっぱいやって
いく必要があるということの後世の人に訴えまし
たし、また当時の内務大臣、ちよつとあの関東大
震災が終わった直後に内務大臣に就任した後藤新
平は、その直前に東京市長であつたということも
含めまして、大変早急に、かつ氣宇壮大な復興計
画も立てたのでございまして。

やはり実際、今になってみますと、なかなか計
画どおりには実現していないという思いを新たに
する次第でございまして、そういう意味も含め
まして、あの本心にすばしかなかった淡路島、神戸
市、神戸市だけでございせんが、阪神地域全
体が本心に一日も早く復興してもらいたいと思
つておるのは私だけではないと思ひます。次第でござ
います。

政府におかれましては、その問題に一生懸命取
り組んでおられると思ひますが、今回、昨日成立
いたしました第二次補正予算におきまして、阪
神・淡路大震災復興対策費等ということで、国費
七千七百八十一億円以上を計上しております。そ
れなりの取り組みの姿勢は非常に感ずるわけで
ございまして、私も前から見ますと、金額はよくわ
かったでございまして、それがどうも復興とい
う点では具体的にどういう形で進むことになるの
か、その辺がいま一つぴんとこない点でございま
す。その辺をますますいろいろと御説明いた
したいと思ひます。まず、政府の立場
で復興計画の全体の概要あるいはその進捗状況等
につきまして、できるだけわかりやすく御説明い

ただきたいと思う次第でございます。

○国務大臣(池端清一君) 阪神・淡路大震災の復興計画の概要とこれに対する政府の取り組み状況いかんという市川先生のお尋ねでございます。

お答えを申し上げます。

阪神・淡路地域の復興に向けましては、地元兵庫県が、第一に「二十一世紀に対応した福祉のまちづくり」、第二に「世界に開かれた、文化豊かな社会づくり」、第三に「既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり」、第四に「災害に強く、安心して暮らせる都市づくり」、第五に「多核・ネットワーク型都市圏の形成」と、こういった五つを基本目標とした復興十カ年計画を策定いたしまして、この計画を基本といたしまして復興に目下取り組んでいるところでございます。

この復興計画につきましては、下河辺委員長を長といたします阪神・淡路復興委員会からは、政府に対しまして全面的に支援する態度を明らかにするとともに、緊急を要するものから重点的に順次具体的に支援する措置を講ずべきであると、こういう御意見をいただいたところでございます。

この復興委員会の御意見を踏まえて、政府といたしましては、去る七月二十八日、阪神・淡路復興対策本部におきまして、「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を決定いたしました。

その第一は、地元の復興計画を最大限支援すること、第二は特に復興計画の前期五カ年において緊急かつ必要不可欠な施策を復興特別事業として位置づけ、それら事業の実施に全力を注ぐこと、こういう二つの基本方針を明らかにいたしまして、政府としての姿勢、取り組みべき課題、諸施策を明らかにし、現在鋭意この問題に取り組んでおるところでございます。

先生、今御指摘ありましたように、きのう成立をいたしました平成七年度第二次補正予算では、この取組方針に基づきまして、生活の再建、経済の復興、安全な地域づくり、この三つの柱、三つの基本課題に対応した復興関連事業等を最大限盛

り込みまして、事業費で一兆四千百億円、国費で七千八百億円に及ぶ復興対策経費を計上いたしたところでございます。

さらに、こうした国費の確保とあわせまして、地元地方公共団体の負担の軽減を図るために、公的住宅供給や土地区画整理事業、市街地再開発事業について支援措置の充実を図るとともに、所要の地方財政措置を講じることとしたところでございます。

阪神・淡路地域の一日も早い復興に向けて地元地方公共団体との緊密な連携のもとに、これら事業の円滑かつ着実な実施を図っていくことを初め、復興のための諸施策の実施に今後とも政府一体となって取り組んでまいり所存でございます。

先生御指摘のように、災害は忘れたころにやってくる、有名な寺田寅彦先生のあの御意見もございまして、のど元過ぎれば熱さを忘れる、こういうことのないように、何としてもこの阪神・淡路地域を不死鳥のように、フェニックスのようによみがえらせる、そのために最大限の努力を傾注してまいり所存でございますので、先生を初め委員の皆さん方の御協力と御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げる次第でございます。

○市川一朗君 復興問題は非常に各般にわたる問題でございますが、こうして政府全体の中で担当大臣を決めまして、それで復興全体について当たってまいりという体制は、日本の政治史上といえますか行政史上でもなかなか画期的なことではないかと思っております。池端国土庁長官、私どもしっかり応援したいと思っておりますので、立派な復興が遂げられますようひとつよろしくお願い申し上げます。

復興計画の進捗状況をもう少しわかりやすく理解したいと思っておりますので、その点質問を続けさせていただきますが、第二次補正予算を見ますと、五千六百七億円の一般公共事業関係費が計上されておりますが、そのうちの約九三％が建設省所管になっております。これは通常の予算のシェアとは大分違うように思いますが、五千二百十二億円

という国費が計上されておまして、その内訳を見ますと、一番多いのが住宅で二千九百九十四億円、二番目が道路で千九百三十三億円。

まあ、経済対策を兼ねておりますのでその金額が多いということで、それにいろいろなものの上乗せされて事業費になるということから、経済効果としての効果もあることある程度わかることはわかるんですが、これが具体的にこういってような予算が計上されるとどういう復興が進むのかというところがちょっといま一つ私どもにもわかりません。全体を説明されるとまたわかりにくくなると思いますから、少し具体的な例を挙げてできるだけわかりやすく御説明いただきたいと思うんです。

それから、金額は少ないんですが、市街地整備は百八十七億円ということで、これは四月二十八日に政府の復興本部でまとめた市街地整備のものも読んでみたんですが、どうもその文章を見ても文章が書いてあるだけでよくわからないんです。せつかく一生懸命やっているわけですから、私どもにも何とか、ああそこまで進んでいるのか、そういう方向に行っているのかといったようなことがもう少しわかるように御説明いただきたいと思っております。これは建設省の方からお願いいたします。

○政府委員(小野邦久君) ただいま御指摘をいただきました点についてお答えを申し上げますけれども、先ほど国土庁長官からお話ございましたとおり、阪神・淡路復興対策本部において七月二十八日に「復興に向けての取組方針」というのが定められたわけでございますが、現在、建設省におきましては、この取組方針に基づき、全力を挙げて被災地の復興に取り組んでございます。幾つか具体的な例で御説明を申し上げます。

まず、住宅対策でございますけれども、これにつきましては、先生御案内のとおり、ひょうご住宅復興三カ年計画というのがございます。これに基づきまして、既に第一次補正あるいは平成七年度の第二次補正予算について、被災者向け公的な住

宅、これは七万七千戸が全体の計画でございますが、これまでの補正の措置によりましておよそ九割、およそ七万戸の建設に必要な予算の措置を既に講じたところでございます。建設状況でございますけれども、およそ半分弱の三万戸につきましては既に用地の確保をいたしております。それから、一部既に着工したのももちろんござい

ます。それから道路でございますけれども、阪神高速三号神戸線でございますけれども、この武庫川以東につきましては既に供用しているところでございますけれども、武庫川以西につきましては平成八年末の全線供用に向けて現在復興作業を進めているところでございます。それから、大阪―神戸間の連絡につきましては、本年度末には本年九月一日に完全供用がなされた阪神高速五号湾岸線等を活用することによって通行が可能となる、こういう予定でございます。

それから、お話のございました市街地の整備でございますけれども、復興に必要不可欠な土地区画整理事業十一地区それから市街地再開発事業六地区等につきましては、現在、地元権利者等と十分な調整を図りながら順次土地区画決定を行っております。例えば、進捗の最も早い新長田駅周辺等の地区につきましては、年内を目途に事業計画の決定等に向けて事業の進捗、推進が図られるものというふうに考えております。

建設省におきましては、今後とも事業の円滑な執行に努めて被災地域の早期復興に全力を尽くしてまいりたい、こういうふうに考えているところでございます。

○市川一朗君 計画はほぼ順調に進んでいるというふうなことになるのかと思っておりますが、やはり具体的に火災に遭った場所とか、ああいったところで大体どのような状況になっているのかといったようなことにつきましては、私どももこれから現地視察等も含めましていろいろやってまいりたいと思っております。その結果の要望もまたいろんな形で政府側にも突きつけてまいりたいと思っております。

ますので、そういうことも含めてこれからよろしくお願いしたいと思っております。

そういった中で、現在進められている復興事業に直接関連する問題でございませうけれども、やはり地元の財政事情、それがなかなか大変なものでありまして、特にあつた大災害が起きますと、一県はもちろん、それから各市町村などももうお手上げの状態の中で、たゞいま御説明のあった事業を決して全額国費でやるわけじゃないわけですね。いろいろな地方の負担をいただきますながらやっていくことになると思ひますので、なかなか大変なことが多いんじゃないかと思ひます。

私どもの方でお聞きしているところでは、例えば補助率の引き上げをやつてほしいと。特に復興関係は被災者の指定を受けますと通常よりもかなり補助率が引き上がるというシステムになっていますが、復興関係、こういうものは自動的に上から下へ、しかし、やはりそこで取りつけ道路とかそれから市街地整備に必要になってくる街路整備とか、主として街路の方が多いいんじゃないかと思ひますけれども、そういったものを通常の補助率でやっていくのはなかなか大変だということな要請も聞きました。あるいは公営住宅の用地の確保なんかはできるだけ新しい国庫補助制度を設けてほしいとか、そういったようないろんな話を承つたわけでございます。

今回の補正予算の御説明等を拝見しますと、必ずしも補助率の引き上げ等地元の高い要望が実現されていらないように思ひます。説明も聞いております。この際、こういう公式の場合でどういった配慮をしておられるのか、少し詳しくお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小野邦久君) 先生御指摘の補助率アップの問題でございませうけれども、これにつきましては、私どもの森建設大臣が現地に入られましたときにいろいろな観点から全体の問題の一端としていろいろな御要望もございました。

今回、補正予算等につきまして平成八年度事業の前倒しということを含めていろいろな最大限の措置をとつてきたわけでございますけれども、今回の措置に限らず、従来から、例えば復興のための市街地整備とかあるいは住宅供給等につきまして土地地区画整理事業に対する一般会計の補助制度の創設をいたしまして、従来の道路整備特別会計の補助と並んで都市計画決定等のない道路につきましても地区画整理に對しての補助制度の創設をいたしました。また、公営住宅の建設費等についての補助率のかさ上げとか、あるいは土地地区画整理事業の補助対象幅員を、従来は十二メートルで補助対象にしておりましたけれどもこれを八メートルに引き下げて、実質的な補助対象を拡大するといったようなことを従来やつてきたわけでございます。

今回お認めいただきました平成七年度の第二次補正予算におきましては、先生御指摘の公営住宅の問題が大きな課題であつたわけでございますけれども、住宅・都市整備公団が建設をいたしました住宅あるいは用地を公営住宅のために公共団体に譲渡できるようにするとか、あるいは土地地区画整理事業の補助対象を道路幅員の六メートルへさらに引き下げるといったような、そういう実質的な支援措置というものを大幅に拡充をいたしました。

もちろん、地方財政等につきまして自治省の方でいろいろな支援措置をやつておられるわけでございますけれども、こういうようなものとあわせて、実質的な地方に対する支援というのは相当拡充をされてきていると、こういうふうな考えをしております。これらの措置を今後には確に実施することによって、罹災地域の復興に最大限の支援を行つていきたいというふうに考えているところでございます。

○市川一朗君 いろいろ御配慮いただいているようにございますが、やはり何せ復興の道のりは長いわけでございますし、また地方公共団体の本当に苦しい立場というものは私どももよく理解でき

るわけでございますので、これで十分だ、もうやつていこうという気持ちではなくて、できるだけいい復興計画ができますように政府挙げて取り組んでいただきたいということを御要望申し上げたいと思ひます。

それでは、法案の内容の方にちよつと入らせていただきますと思ひます。どうも国土庁長官、ありがとうございます。

先ほど岩井議員の御質問でもございましたけれども、今回の大震災の被害の状況を見ますと、まず家屋等の倒壊による圧迫死が八七・八％、非常に多いわけですね。五千五百人の方が亡くなりましたうち四千八百三十一名の方が家屋、家具も入るわけでございますが、等の倒壊によつて圧迫死している。それから、建物の被害状況を見ましても、三十九万八千棟の建物被害を受けておりまして、そのうちの半分の約二十万棟の住宅が全壊もしくは半壊している、こういう状況でございます。先ほどの住宅局長のお話ですと、新耐震の五十六年以前のものが大部分だとか四十六年とかという話もございましたけれども、四十六年の耐震基準、五十六年の耐震基準だけではちよつと説明できないような被害状況だと思ひます。

私などもテレビでこの被害状況を見たり、また現地へ行つて見た状況ですと、重いかわら屋根で特に一階部分が押しつぶされたような状況などは、私も今まで聞いておりました福井の大地震、あれは昭和二十三年だったと思ひますが、あのときの被害が、そこで亡くなった方の大部分が一階に落ちておられた方で、二階に落ちておれば助かったのというのが今でも福井地方では語り伝えられていっているというふうに私は承つておりますが、それが淡路島や阪神地域へ行つてみますとそういう状況がやはりありました。

そういったようなことを踏まえまして、これから対策を立てる上でいろいろな原因を究明していかなくちゃいけないと思ひますけれども、もう一度その辺につきまして住宅局長の専門的な御見解をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(梅野達一郎君) ただいま実例といひましようか、現状に即した御指摘があつたわけでございますが、いわゆる圧死につながつてしまつたという、これは今数字を申されましたように、調査によりまして、亡くなった方の九割が圧死ということによつて亡くなられたという報告でございます。

このところに関連します、先ほど申し上げました委員会の調査でも、当然そういう問題についての調査あるいは御検討もされたわけでございますが、一つは時間の問題も確かにあつたと言われております。地震が早朝であつたということもありまして、建物自体の倒壊につきましては、やはりかなりそのつづれた相当の部分というのは大変古い建物、住宅であつたということが一つございます。

このことは、耐震性能そのものが当時のやり方でやつていたということが一つございませう、さらに材料の老朽化といひましようか、そういうものが長年の使用の間にかなりと進んでいいた。工法そのものが現在の工法よりも耐震性能が劣つていたということに加えて、老朽化が相当進んでいいたというふうに総括をされているわけでございます。

また、特に戦後のあつた状況の中で設計され、あるいは施工されてきたということでございますので、今日の目で見るとやはりやや適切な設計あるいは施工であつたとは言いがたいのではないかと、そんなことが大きな全体を通じて、特に木造系の住宅についての状況でございます。このことが瞬時に倒壊をした、しかも早朝で就寝中の方がたくさんいらつたというところで、被害の状況としても圧死者が非常に多かったという不幸な結果になっているというふうな考えをしております。

○市川一朗君 それで、今回のこの法案は耐震改修ということですね。改修が必要な建物について対象にしているわけでございますが、私は思ひますに、やはりもう改修では間に合わない、本当に

建てかえなきやどうにもならないんじゃないかと思いたつたものがかかなり多いんじゃないかと思ひますし、今回の阪神・淡路の大震災でもそういうことが原因で壊れてしまった。

だから、ああいうことが二度と起きないように、あるいはああいうことが起きないようにいろいろ全国的に展開しようと思うと、改修というんじやなくて建てかえなきやいけんいんじやないかなというふうなものが多いんじゃないかと思うんですが、しかし今回はこの法案は改修に絞ってそれを促進させようと。どちらかというところを、改修を意図しているのかなという感じもするのでございしますが、その辺もにらみながら、この法案が主として対象にしている建物といふますか建築物といふのはどういふもので、大体それはどれぐらいあるものと見込んで今回法案を作成されたのか、その辺をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(梅野捷一郎君) 最初に大臣からも申し上げたわけでございしますが、地震に対する安全性を全国的に向上させていくという上では、いろいろな分野、今先生も御指摘のように、一般の戸建て、木造住宅と言われるようなものについては建てかえというふうなことも当然積極的に進めなければいけないということでございます。

現実にはそういう分野におきましては、今の住宅の新しい住宅もかなりの比率で建てかえという分野で行われておるわけでございしますが、その建てかえを通じて行われるものについては、より現実に即した安全性の高い姿で建てかえをいただくようにということについては、別途力を入れていくところでございします。

今回の法案は、今先生御指摘のようにあくまで改修という姿で取り組むことについての枠組みでございまして、現在、五十六年以前と以降ということに一応分けて考えますと、現在の基準ではなくてそれ以前の基準で建てられたもの、そういう中で、性能上も現在の基準に比べると劣っているのではないかと我々が推計いたしておりますのは、住宅で約千二百万棟だと推計をいた

しております。また、非住宅では二百二十万棟ほどがあるだろうというふうに考えております。その住宅の千二百万棟のうちの約千百万棟は木造系でございます。

こういう中で、この法案に示しておりますように、一つの類型は特定建築物でございしますけれども、努力義務を法律上も課して積極的にお取り組みいただくという建物でございしますが、これは約二十万から三十万棟程度ではないかというふうに私も現在は推計をいたしております。さらに、そのうちでも、多数の方々が御利用になる建物のうちの不特定の方々が御利用になるのはさらに絞られますけれども、それでも数万棟程度あるのではないかと我々は推計をしております。

これらの、特に特定建築物系統のものについては、どちらかといいますと、先ほど御指摘ございましたように、やはり主力は当面改修ということを通じて耐震性を上げていくという施策がやはり大変重要なことではないか。住宅につきましましては、建てかえということ、あるいは先ほどございしましたけれども広い面での再開発というふうなことを進めるとか、それと改修というものが同時に並行していくという構図になっていくのかなというところで考えているところでございします。

○市川一朗君 今の御説明にもございましたけれども、条文を見ますと、第二条と第四条二項の中に、建物がいろいろ書いてあるわけですが、「特定建築物」、その中でも「不特定かつ多数の者が利用する特定建築物」と「多数の者が利用する建築物」ということで分けまして、努力義務を課す段階と指示まで行くものというふうに分けておるわけでございます。

今、対象の話が出ましたけれども、大筋は大体分かるんですが、頭の中にきちんと入れるのは皆さんのような専門家がありませんからともっと難しいかも知れませんけれども、しかしもうちょっと分かりやすく理解しておきたいということで、ちょっと細かいんですが、二質問して

みます。これは最後は政令で定めるわけですね。そうすると、例えば図書館とかそれから寮とかいろいろあります。たくさんの方々が利用をするというのか、出入りするものか、そういうもののは当然入るんじゃないかと思ひますけれども、その辺をどう考えておられるのか。

それから、この不特定と不特定でないというものの仕分けが、これを見ますと学校と体育館と事務所は多数であるが不特定ではない。何かクイズ番組みたいな言い方で恐縮でございしますが、学校と体育館と事務所は除かれておりますが、学校といったようなことで、一定の考え方があるんだと思ひます。大体分かるような気はしますけれども、その辺の物の考え方ですね。

それで、ちょっと具体的なのをあわせてお聞きしたいんですが、例えば私どもが毎日利用している議員会館、衆議院と参議院を合わせますと三つあるわけですが、宿舎の問題もありまして。

余り言いますと、国民の皆さんから、自分たちのことだけ心配しているんじゃないかと誤解されてもいけませんので断り申し上げておきますけれども、一応理解をしやすくするという意味で議員会館を一つ例に挙げてみますと、衆議院の第一議員会館は三十八年の十二月に竣工です。第二議員会館は四十年の九月に竣工です。それから、私どもの参議院の議員会館は四十年の五月竣工でございしますから、先ほど来のお話でいくと、もう五十六年にもそろそろですが、四十六年の耐震基準にも合っていない。そんなことでびくびくしていたんじや国の政治はやれませんか我々はしつかりやりますけれども、その辺、これはうちの方はどっちに入るのかということも含めまして、ちょっと御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(梅野捷一郎君) この法律案におきまして特定建築物は、先ほど来ございしますように、多数の方々が御利用になる建物である。これは一定の条件といひましかる今考えておりますのは、大体三階建て以上ぐらいのもので、千平米とか二千平米とか、そういう規模を一応つけよう

思っております。まず、多数の方々が御利用になる建物、これは仮に性能が十分でなくて倒壊するというふうなことになるば大被害につながる危険がそれだけ大きいということで、これについては所有者の社会的な責務というものはそれなりに一般の個人の住宅あるいはそういうものに比べればやはり大きいだろうということで、一つはそういう分類をいたしておるわけでございします。

さらに、不特定多数の方々、いろんな方々が、一般の人々が自由に出入りをされたり、そういう利用のされ方をするという建物につきましては、より公共的な性格が強いということで、さらにその中で特別にもう一ランク別の取り出し方をしているという、これが全体の構図でございします。したがって、指導、助言というところまでと、指示までできるという区分をそこでつけているということでございます。

法律の方にも例示が挙がっているわけでございしますが、最初の一般の特定建築物ということにつきましては、そこに書いてあるほかに、ホテルあるいは飲食店、宿舎というふうなものを全体としては考えていこうかということでございます。それから、そのうちでも、同じものになるわけでございますが、そのホテル、飲食店というふうなもの、病院、劇場、百貨店と同様に不特定の方々が御利用になるという意味で指示までつながる特定建築物という分類をいたしておるわけでございます。

図書館というお話がございまして、図書館もいろんな種類がございしますので一概に申し上げにくいわけでございますが、一般に、一般の市民が御利用になるようなそういう図書館は不特定多数の方々が御利用になるという分類になると考えております。専用の図書館というものはあるわけございします。そういうものはそれには当たらない。

それから、例えば議員会館とか議員宿舎とかいうことでございしますが、先ほどの建設年次の問題

で、これは診断をしてみないとわからないわけ
でございます。現実には、震災を受けた際にも五十六
年以前の建物も相当な建物が実は残っているわけ
でございます。シェアというようなことで言いま
すと、十分きちんとした設計をしたものは残つ
ている、あるいはメンテナンスのいいものは残つ
ているわけでございますので、必ずしも五十六年
の前のものが非常に危険だということではござい
ません。したがって、それはぜひ耐震診断をすべ
きであるというふうに考えているところでござい
ます。

ただ、議員宿舎あるいは議員会館というものは最終的にどちらに判定することになるか。法律上の原理原則だけで言いますと、例えば議員宿舎というものは特定の方々が、先生方が、部屋は決まってお住まいになっているという意味では、不特定多数が利用する建物の分類には入らないというふうに考えております。ただ、議員会館になりますと、非常に最終的にどちらに入るかということとは、もうちょっと法律的な意味では厳密に考えなきゃいかぬのかなというふうに思っているところでございます。

○市川一朗君 どうも細かい質問をいたしましたけれども、御丁寧にありがとうございます。

ところで、耐震診断をやるようにというお話でしたけれども、やっぱり金かかるだろうなという感じがちょっとあります。先ほど岩井議員の質問の中でも、技術者がしつかりいないと困るんじゃないかというお話もありました。

私の今までの経験で言いますと、文化財保護の
関係ですと、とにかく専門家がいないために、専
門家が来られるまでちよつと待つてくださいとい
う、そのちよつと待つのが一年も二年もたつと
いったようなこともありますから、やっぱりしつ
かりした技術屋さんがかんりの数、全国展開で
できるようにしないと、耐震診断をしたいとい
う意欲を持ち十分そういう金の用意をしてあるに
もかわらず人がいないから進まないということが
あつてはいけなわけですから、ここはやはり政

府でしっかりと人材確保はしていただきたいと思
います。

東京都が出ておりますパンフレットによりますと、マンションでも五百万から一千万ぐらいかかるという資料があるんです。これは入居者一戸に一戸に、住宅一戸当りに換算すると十万とかそういうオーダーになるのかもしれませんが、やっぱりかなりの金額になるんですね。こういった特に費用の面、この制度を推進するに当たりまして政府としてはどういうふうに考えておられますか。

○政府委員（梅野捷二郎君）　まず費用の關係でございしますが、当然規模あるいは構造の形式、例えばマンションとかアパートのように一般的なケースでいいますと、構造的には比較的単純な形式でできてゐるものとか、非常に複雑な形式の構造になつてゐるものとかいろいろなこともございますし、また普通の方々がお気づきにならない点もあるわけでございますが、例えば診断をする際に、もともと設計図書、資料が全くないケースの場合と設計図書等がきちんと残つてゐるケースというようなことでも、診断の費用が大幅に違つてくるものというのが実情でございます。

余りその平米単価という形では置きかえるのは非常に難しいのでございますが、あえて申し上げれば、平米当たり五百円から、今申し上げたように非常に複雑で難しい場合には二千円ぐらいかかるとするケースもあるだろう。今までの実績から申ししますと、そういうぐらゐ実は幅がございます。できるだけ私どもは、きちんとした費用で、妥当な費用でやっていただけるようにということでこの点の情報もできるだけわかりやすい形で広報すべきである、これも努力させていきたいと思います。おります。

それから耐震診断ですが、先ほどの文化財の調査その他と若干違いまして、今申し上げましたけれども、一般の今回扱うような建物は建築の様式なり構造の形式というものはある程度類型化されておりますので、そういうことについて

の技術のある方をベースにいたしており、まず、比較的、先ほどもちよつと申し上げましたが、研修をして再教育をする、再チェックをするというふうなことで十分診断をやっている方々として御活躍いただいているというふうに考えておるところでございます。

○市川 朗君 耐震診断の結果の情報開示の問題についてちょっとお尋ねしておきたいと思ひます
が、私のところにもビルの所有者の方々も来られますし、また市民の方々も来られてなかなか難しい問題があるというふうに私も思っているに
次第でございますが、所有者の方々は非常に積極的に改修していきたいという意味で診断に熱心な
方が多いです。やはり、今度の地震は皆さん大変
ショックだったということがよくわかるように思
います。恐らく、きょう御出席の同僚の委員の皆
さんも同じような感じを持っておられるんじゃない

いかと思いますが、ただ心配しておられますのは、その結果が公表されて、あのビルは怪しいぞとかそういうことで、何か入る人は、逃げるまでとはともかく、新しく入ってきてもらえなくなるんじゃないかというような問題等が非常に心配であるという意見もございます。

しか一方で、市民の方々からは、やっぱり市民の立場ではそれぞれのビルが耐震診断の結果がどうなのか、それを詳しく知りたい正確に知りたいたいという気持ちを非常に強く持っているんで、その辺ももう少し行政のところではシステム化するよううに働きかける必要があるのではないかという御意見を伺う方も非常に多いわけでございまして、いずれの立場からいいたしてもそれぞれ理由があるように思うわけでございます。

何といいたしても最終的には本当に国民の皆さんの安全の確保の問題でございますから、その

ところはそういうことを基本にして考えていくべきだと思えますけれども、例えばこういった問題の具体的な感じといたしましては、この法案でもうでございますが、所管行政庁が個別のビルについていろいろな情報を知ることになります。

ね。そういったような場合に、知った情報について公表してほしいといったようなことも必ず出てくると思うんですが、その辺を現時点で政府はどのようなふうにご考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(梅野捷一 郎君) 今委員から御指摘がございましてように、診断をした際の、あるいはもつとさかのはれば診断をしたかしないかということを含めましてということになろうと思うんですね、そういうことに対する情報をそもそもも開示するのか、公開するかどうか、あるいは何らかの目的を持って世に公表するかどうかということ、今御指摘のように両面から大変難しいテーマだと私どもは考えております。

それから、そういうものが行政庁サイドには集積されるわけですが、私どもとしては当面は、今回のような枠組みができたときに一定の期間といましようかそれ相應の期間にわたつて、その期間の中でそれぞれの御事情の中で改修等の御努力をいただこうという枠組みをつくつていくわけでございますので、少なくともそういう段階において積極的に公表する、あるいは一般的な意味での公表の御依頼があつたときに公表する、という考え方にちよつと今のところは立ちにくい、なというふうに思っております。

○市川一朗君 おどすわけじゃありませんけれども、必ず出てくる問題だと思ひますので、よく詰めておかれた方がいいと思ひます。私どももよく勉強してみたいと思つております。

もう一つ条文の中身でございますが、今回の法案の一つの目玉だと思ひますが、一般建築物で改修する場合に、大規模修繕とか大規模模様替えの場合には、今までは耐震基準以外のいわゆる都市計画法上のいろんな規制に関係してきて、建ぺい率の問題とかさういったことで結局はいじれないということとで、なかなか思うに任せなかつたところを今回の法案ではそれを何とか例外的に遡及適用しないようにして、とにかく耐震基準に

適合するように修繕する分についてはほかの、わかりやすく言えば違反部分は目をつぶってやろうというような内容になっている。これは大変現実的な制度だと思えます。

ただ、条文をちょっと見ますと、こちらの思い過ごしかもしれませんが、第五案第三項第三号のイですね。この中に、結局のところそういう「耐震関係規定以外の」「規定に適合しないこととなることやむを得ないと認められるものであること」というのが入っております。この「やむを得ないと認められるものであること」というのはちよつと解釈、運用によってはかなり厳しくなるんじゃないかなという感じもするんですが、その辺につきましては政府としてはどういう方針で臨むつもりでございいますか。

○政府委員(梅野捷一郎君) やや法律の専門的なことになってしまふ部分もあるわけでございしますが、建築基準法の体系の方が大規模な模様がえ等をする場合には、必ずその段階で他のすべての不適格部分を修正しなければいけないという体系とのすり合わせのことがございまして、こんな表現に、この法律から見るとややかたい制約の表現になっている。しかし、もともとが今先生も御指摘いただきましたように、今回、改めて法律をつくってこういうことを一種の特例措置を設けた、規制緩和を設けようとして、特に安全問題に積極的に皆様方にもお取り組みいただくという趣旨でございまして、そういう趣旨でこの規定が運用されるように十分留意したいと考えております。

○市川一朗君 よくこういう規定がひとり歩きする場合があるのです、せっかく法律の趣旨を十分生かすためには、今局長から御答弁あった方向をぜひ徹底していただきたいと思ひます。

それから、この法律は、結局のところ個々の建物ごとの改修に限定された法律でございまして、私はそれなりに一歩も二歩も前進はしていると思ひますけれども、やはり災害に強い町づくりが達成されませんと、一たん災害が起きたときに直し

た建物だけはよかつたというのでは本来の目的が達成されないわけでございいます。先ほどの議論の中にも、改修だけじゃなく建てかえもやらなきゃいけないというのはいっぱいあるわけでございいますから、そういったものの計画的な建てかえとか、あるいは鉄道とか道路のような公共の構造物、そういったものもこの法律の対象にはなりませんし、もともと建築基準法の対象でもないですから、なかなか法律の世界で議論するのは難しいと思ひますけれども、しかし究極のところ、つまるところ、災害に強い町づくり、国づくりを達成しなければ、二度と再びあのような惨事が起きないようにという我々の誓いの言葉が現実化しないわけでは。

そういう意味では、町づくりについて最も責任ある立場でおられます建設大臣の、やはり全体的なものを見て、この法律はこの法律としてやるとして、もっと幅広くに取り組む必要があると思ひます。次第でございしますが、その辺の御所見と御決意もちよつと伺っておきたいと思ひます。次第でございします。

○国務大臣(森喜朗君) 答弁の機会がなかなかなかったものですから。

市川議員にも岩井議員同様にこの参議院の選挙で堂々と勝利を得られたわけでありまして。特に市川さん、役所におられましたときは、私と生年が同じだということで、しかもまた、一番下の朗が朗らかということで何となく親しみを持たせていただきました。ただ、残念ながら我が党が今度はずうことになりました。いろいろとそれまで御指導いただいたことが多かったわけでございまして、きょう、岩井さんと同様に建設委員会での御質問が第一回目だろうと拝察しております。恐らく感無量であらう、私はそのように思っております。

どうぞ、一層ひとつ建設行政推進のために国家のためにも郷土のためにも頑張ってくださいますように、勝手に友人として心からそのことを期待いたしております。でございます。

今お話しのとおり、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえまして、町づくりの基本はまず安全である、こういう認識に立つて災害に強い町づくりを進めるといことが極めて重要である、このように認識をいたしております。先ほど国土庁長官がおっしゃいましたように、のど元過ぎれば熱さを忘れてはいけないのであつて、今まさに国民全体すべてが安全で安心のできる町づくりということに大変大きな関心を持っておられるところであらうと思ひます。この機会に、我々は政治の立場、行政の立場で心してこれらの期待にこたえていくということがこれからの日本の建設行政にとって最も大事なところであらう、このように考えております。

このような観点から、市街地の防災性の強化を図るためには、御指摘のように計画的な建てかえや再開発の促進が必要である、このように考えております。平成七年度の第二次補正予算におきましても、安心できる暮らしを支える安全基盤の整備というそういう柱立てをさせていただきまして、国費で二千八百九十億、事業費で三千九百九十一億円を計上させていただきました。このたびの国会でも成立をさせていただいたわけであります。

その中にも、公共施設等の安全対策の推進あるいは安全性の高い市街地整備の推進、災害発生時の市民生活の安全性の確保、災害発生時の社会経済活動の確保というふうに、安心できる暮らしを支えるということに大きな願いを込めてこの予算を計上しておりますこと、これも委員も十分御承知のことであらうと思ひます。

これらの項目を一つの柱といたしまして、市街地再開発事業等の面的整備事業をさらに促進するための予算をこつとして措置させていただきまして、今後、この法案による建築物の耐震改修とあわせまして計画的な建てかえや再開発を進めて災害に強い町づくりに努めてまいりたい、このように考えておりますので、どうぞ今後とも御指導を賜りますようお願い申し上げます。

○市川一朗君 どうも森建設大臣の大変温かい言葉をいただきました。もうこれ以上は質問をやるべきでないかなと思ひますけれども、後ほどもう一問質問させていただきますので、どうかお許しいただきたいと思ひます。

その前に、こつやつて非常に地震に強い建物をつくっていく、それから災害に強い町づくりをしていくということになりますと、どうしてもコストがかかるようになるんです。コストアップの状況というのがいわば限らない問題になるわけですが、やっぱりこれは大変ゆゆしい問題で、コストの限界が災害に強い町づくりの限界になってしまふという心配すらあるわけです。特に、住宅の問題なんか一人一人の個人の負担にかかわる問題でして、例の日本建設摩擦のころにも日本の住宅とアメリカの住宅では圧倒的に日本の住宅が高いといつたような指摘がありまして、いろんな事情で指摘があつたと思ひますけれども、こういう耐震問題も日本の場合基本的にあるわけでは。

やはり技術開発がおくれているんじゃないかという感じがしますが、局長は行政のプロでもあり建築のプロでもあります、そういった問題につきまして日本の建築全体の責任者として技術開発の問題にもつと真剣に取り組んでいく必要があると思ひますが、いかがでございましょうか。

○政府委員(梅野捷一郎君) この耐震改修は、今御指摘のように新築のケースに比べますといろいろな制約条件の中でやらなければいけない、そういうこともございまして、現実的な耐震改修の方法といふものも非常に複雑多様であるといふふうなことでございまして、したがって、結果としてしつかりその点を意識してやらなくとどうしても改修コストが高くなつてしまふという危険をいつも持つている領域であるといふふうにも考えているところでございまして。

今回の震災は不幸にしてあつた災害になり、結果としては日本全体、私どもも含めまして大変な教訓を受けたわけでございしますが、この既存建物の改修につきましても、従来から大変地味な分

野ではございましてけれども、それぞれの構造工法に合わせましてどういう診断をし、あるいはどういう改修をすることが技術的にもコスト的にも合理的なやり方であるかというようなことは細々ながら実はやってきた経緯もございまして、今回のようなこういう機会あるいはこの法律が認めただけですと、しっかりと体系の中で進めていくという環境になるわけでございまして、一段と今後はこの点についても力を入れて、経済的な面でも技術的な面でも対応できるような体制に努力をさせていただきたいと思っております。

○市川一朗君 しっかりとお願いしたいと思っております。

最後に森建設大臣にお尋ねしたいと思っておりますけれども、私も今回七月に当選いたしました参議院議員は、任期を全ういたしますと任期中に実は二十一世紀を迎えるわけでございまして、まことにそういう意味も含めまして感慨無量でございしますが、大臣も、先ほどもお話しございましたが、本当に数々の経験の踏まえ、それから自民党の幹事長までなされても、貴族十分、私と同じ年齢とはとても思えない大変な政治家の道を歩んでおられるわけでございまして、しかし、まだまだそういう意味では年齢も若うございまして、二十一世紀に向けて本当に大事なことをしっかりとやっていただける政治家に今進みつつあるというふうに頼りに思っている次第でございします。

ただいまコストの問題でちよつと議論させていただきましてけれども、実は振り返ってみますと、我が国が明治維新以来進めてまいりました近代化というのは、いろんなソフトのシステムの面、教育の問題、政治の問題といういろいろあったわけでございまして、ハードの面では、例えば超高層ビル、これはニューヨークのエンパイア・ステート・ビルディング、それからハイウェイといいますがドイツとかアメリカ、それから地下鉄はロンドン、パリということで、ちよつともう今から百二十年ほど前に大久保利通とかある

いは伊藤博文、明治の元勳たちが一年半もかけて欧米を視察に回って、これが近代化の方向だということを進めてまいったわけですから。

この地震という問題を考えますと、それらの国々で地震があるのはアメリカの西海岸だけなのですね。したがって、東海岸を中心にほとんどのアメリカ、それからヨーロッパの大部分のところは地震がないんです。その地震がない国で開発されている施設の追求が日本の近代化であったという、非常にある意味で大きな矛盾に近いところの苦しみを我々は負ってきた。

ところが一方で、私は宮城選挙区選出でございしますが、昭和五十三年に宮城県沖地震が起きたときに、仙台市一帯が大きな被害を受けましたときに、あの伊達政宗が最初に開きました城下町は実は被害がなかったんです。その城下町というのはどこかといいますと、現在の中心市街地でございします。いろんな地震の専門家に聞かしても、伊達政宗の一例を言いましたも、どうも日本は古来地震がずっと多発しておりましたから、地震対策に対する英知というのは非常に進んでおったんじゃないかと。それがどうも明治以来の近代化の追求の中で軽視されるというか、余り評価されないといえますか、そういったような形になってきているんじゃないかと。そういったようなことを改めて考えさせられるのが今回の阪神・淡路大震災だったと思う次第でございします。

二十一世紀に駆ける大政治家として森建設大臣の御決意をお伺いして、質問を終わりたいと思う次第でございします。

○國務大臣(森喜朗君) ちよつと九月二十六日、七日、八日、大阪で建設省として初めて国際会議といたしました。もうこれは何年も前から計画されておったのか、野坂前大臣のときに計画されたんだと思いますが、たまたまその主催をしておりましたときに、私はちよつと大臣に就任したばかりでございまして大阪に三日間おりました。太平洋それからアジア地域の各公共事業担当とい

いまいちようか建設大臣、そうした大臣の集まりでございまして、たしか十六カ国くらい、その中には今いろいろと市川さんの御指摘ありました。チリでありますとかコロンビアでありますとかそういう地震の多い国の大臣たちもおられました。これは偶然といえましょうか、神戸の隣であつたもので、それから、それぞれ世界の關係は阪神・淡路大震災に大変大きな関心を持っておられました。その視察も非常に細かくなさっておられました。そしてまた、私は余り専門家がございせんけれども、役所、建設省の諸君たちに非常に細かく対応策なども聞いておられました。

そういう意味でこの大臣フォーラムは、一回で恐らく終わるかなと思っておりましたけれども、最終の關係會議では皆さんが異口同音にこれを毎年続けろということ、その関心は、やはり中国でありますとかアジア地域にとりましては先進国日本がどのように都市計画を進めていったとか、いろんなインフラ要素をどうつくり上げていったということにも興味でございします。一方で地震の多発国といえましょうか、そうした国にとりましては災害、地震に対する対応というものに大変な関心を持っておられまして、非常に有意義なフォーラムであつた、こう思っております。

そういう意味で、日本の国は確かに市川さんおっしゃいますように数少ない先進国での多発地帯でございしますから、この建築土木、構造物の地震防災技術に関する研究開発も積極的にこれから行っていくかなきゃなりませんし、また現にこうした技術をもとに他の国々に対しての技術協力も行っておりますし、これからもしかなきゃならぬ。我が国のそうした地震対策、災害対策というものは極めて大事な立場にあるというふうな、そういう私は印象を持ったわけでございします。

今後、さらに地震防災技術の開発を推進しまして、地震国日本にふさわしい安全で住みよい町づくり、国づくりに積極的に取り組んでまいりたい、そしてまた国際協力にもぜひ努めてまいりたい、他の国々の模範になるように進めてまいりたい、

いとも思っておりますので、どうぞ市川先生を初め委員各位の皆様にもひとつ建設的な御指導を賜ればと思っております。ぜひ私も、市川さんと一緒に平成七年七月に御当選された先生方と一緒に二十一世紀まで何とか国会議員として生き延びたい、こういう願望を持つ次第でございします。

○山本正和君 岩井、市川の両専門家の議員の御質問でこの法案の性格、問題点等が十分明らかになつたわけでございしますが、私ちよつと素人風に質問をいたしますので、ひとつ局長も素人がわかるような形で答えたいと思ひます。

まさにこれは時宜を得た法案です。改修をしようと思つて一般の住宅に住んでいる者、あるいは例えば旅館にしても私立の学校や保育園にしてもいろんなものが現にあるんですが、それぞれ心配しているわけです。それに対応しようという法案だということで、大変よく考えられたというふうに私は思ふんです。

ただ、これ見ていきまして心配するのは、しかし待てよと。ここに古いアパートがある、このアパートに人がどんどん出入りしている、しかし随分前は古いぞと。おかしいんじゃないか、一応診断しようかと、こう言いますね。しかしそれに応じなかった場合、そして、いや大丈夫です、うちの建物はもう何年もたつても大丈夫なんです、こう言つて直さないう場合に、この法案はどう見ても強制力がないですね、こうずつと見ていくと。それは一体どうするんだらうか。何は言つてもやっぱり古い建物が全部悪いとは言いませんけれども、例えばこの議場なんというのは古いんだけれども割合強いという話ですよ。

だから、そういうことではいろいろと、本当にいいのか悪いのかという部分の診断がどうされるかということ、診断してどうもこれは危ないぞと思つたときにその強制力をどうするのか、その辺はどういうふうにお考えになるのか。

○政府委員(梅野捷一郎君) ただいまの御指摘は、特にいろんな事情からかとは思ひますけれども、

も、なかなか我々の期待どおりに現実に具体的な御努力がいただけないケースということだろうと思つておられます。

実は、例えば今例示に出された百貨店というのは、この法案でも指示までできるということでごさいますので、誘導という、行政の中ではかなり強い行為であろうというふうに法律上は思つておられるわけですが、それでもなお当然いかなるケースもあるわけでごさいます。

実は建築基準法というのが一方でございまして、建築基準法の方には、実は従来余り残念ながら使われていないので余りこういうところで大きな顔をして言えない面もあるわけでごさいます。危険な建物という判定をする、あるいはそれを危険であるかどうかを調査する、資料を出せと、あるいは結果としては使用を禁止するということなどいろいろな強制的な手段が一方で用意をされてございまして。

私も、いきなりそこへ行くという、対象が非常に広いということもございまして、今回こういう制度的な枠組みができて御努力をいろいろな準備しながら進めていただくというものと、基準法の強制的措置というものが連続する体系になって、従来よりは本当に何とか強制的にでもやらせなければいかぬというものにはつなぎやすい環境にはなつていくんだらうというふうに考えているところでごさいます。今申し上げましたように最終的な手段としては基準法の強制措置が控えているという構図になつていてということでご理解いただきたいと思います。

○山本正和君 基準法の強制力の問題はありますが、この法案でそれがきちつと内部でつながろうと思つたら、行政上のさまざまな連携、運用が必要だと思つたから、それは今後十分に指導をやつていただきたいと思います。

あわせて、実は病院があります。それから学校も私立学校があるわけですね。それはまさに人の出入りも多い公共的な性格を持つています。しかし、所有している人は、私的所有といった場合、

まあ財団もありますけれども、法人もあるけれども、その場合に本当はやっぱりある程度国が面倒を見てもいいんじゃないか、そのかわり強制力を持たせる。

子供たちが通う私立学校の、いろいろな中で事故が起こつた場合どうするのか。これは公立学校の場合は県なり市町村なりが責任を持っていますからいろいろ対応できる。しかし、私の場合どうなるか。ところが、なかなかコストの問題が出てくる。やっぱりある程度そういうものに対しては助成をする、補助を与える、そのかわり強制力を持たせるということが必要なんじゃないのか。

だから、本当はそういう意味からいって、何とかこの法案が、これはもう今仕方ありませんけれども次の段階で、現に建つていよう建物を見直し、そして直そうという場合、こういう公共性の大きい、個人のものであろうと財団のものであろうと、そういうものに対する補助というふうなことはこの法案の次の段階として検討する考えはないか、この辺ちょっと聞いておきたいと思つた。

○政府委員(梅野捷一朗君) この法案を当然各省とも御協議しながら決めてきたわけでごさいます。従来文部省あるいは厚生省に行きまして、むしろそれぞれの所管官庁で、特に注目される今の御指摘のような点の用途についてのお取り組みはそれなりにやつていらつしたわけでごさいます。私どもがこういう一般的な体系として今回整理をさせていただいたことを受けて、それぞれ省庁におきましても従来のやり方を一歩進めなければいけないという御見解をいただいております。

また、この法案を閣議決定をお願いいたしました際の閣僚懇談会の際にも、後ほど大臣からあるいはお話があるかと思つていますが、全体的な今御指摘のような建物についての取り組みについての御相談もあつたようでごさいます。その後私どもも大臣からも指示を受けておるところでごさいます。

して、これを受けた後の各省との協調、協力体制あるいは進め方というものを事務的にこれから始めるというふうな考えであります。

○山本正和君 ぜひお願いしたいと思います。そして、あわせてこれはこの法案にはかわりませんが、公立学校が万一の場合にそこいらんなものを備蓄するとか、避難の受け入れ態勢をつくるかということも文部省でも議論しているようでごさいますから、その辺も含めて、これは大臣は文部大臣も通産大臣も御経験ございまして、省庁間のすり合わせをぜひお願いしておきたいと思つた。

○国務大臣(森喜朗君) この法律を閣議決定いたしました日に、閣議後の閣僚懇談会で私から各閣僚に、今山本委員からお話がありましたように、特に学校でありますとか病院でありますとか、子供たちなどがどうしても入つてくることを、そういうことを各所管官庁でよく精査をするように、そしてそのことをぜひ国土庁長官に取りまとめてくださうということをお願いいたしました。各閣僚とも協力を、ぜひその体制をとりましようということになっております。

いろいろな面で、まだまだ税制の面あるいは支援措置の面、今いろいろ御議論がございましたように強制力の問題、いろいろございすけれども、まずはとにかく、きょうも九州で地震が起きておりますし、どんな地震がいつ起きるかかわらない、この意識を国民全体に持つてもらう。そして、法の枠組みを決めるということがまずブライオリティとしては高くしなきゃならぬのではないかと、このように考えたわけでごさいます。

この委員会での審議、いろいろ先生方の御意見を踏まえて建設省としてもさらに一歩内容のあるものにしてまいりたいと、このように考えております。

○山本正和君 そこで、法案には直接関係はないんですが、やっぱり心配なのは、地震が起つたときに川の堤防が壊れたらどうなるかというふうな心配が随分あるわけですね。

私は、自分の地元が長良川河口堰の場所なものだからとりわけ強い関心を持って、もうこの問題が一番最初に起つたときに、実は私は反対運動の先頭に立つた。自民党の県会議長をした高木さんも反対運動に懸命だった、けしからぬというので、それから一生懸命勉強して、たまたま言つたらおかしいんですが、四、五年前ですか、建設委員長にたつたようになって、またもう一遍本格的に勉強した。そして、現地にも行きましたし、それから水資源公団ともあるいは建設省河川局ともいろいろ話し合いもしたし、地元とも会つたし、反対派の人たちともいろいろ話をした。

そういう中で、私の今日の認識は、実はこの前も視察に行つてきたんですけども、そうしたら新聞はいろいろなことを書くんですよ。アオコが発生したといつて、それは河口堰の責任だと書きまわつた。それで、新聞社に取材をどこでしたのといつたら、いや管理事務所の発表ですというわけなんです。管理事務所はどういうふうに表示したかといつたら、たまたまその日は非常に高温の日で、伊勢湾の真ん中まで赤潮が浮いていたんです。そして、実は堰をつくつた部分のある一部分にちよつとアオコが出たんです。それを知らぬこの管理事務所は全部公平に皆発表した。こんな情報公開しているお役所はないんじゃないかと思つた。完全に情報公開した。その情報公開した中にアオコと、ちよつとあつた。それを鬼の首をとつたみたいに見えたことかと、こうくるわけですね。シジミが死んだという。シジミも死んでいない、立派に生きていたのがたくさんあるのに、その部分は取材しないわけですね。

それはいいんですが、いずれにしても大変なことは大騒動になりました。マスコミを挙げて。また、反対派の人々も一生懸命反対したんですね。その人たちはその人たちの信念があつたかもしらぬけれども、私はどうも役所の取り組みが、宣伝が下手とは言わぬけれども、本当に反対派の人に見せて、私は河口堰のあそこ部分を、魚が上がるのをずっと見てきたが、恐らくこれは、先ほど市

川議員のお話で日本は何もかもまねたというけれども、河口堰は世界に誇る最新の技術を導入して、自然環境にも負けぬような、自然環境を保護するためにも物すごいやつだと私は思っています。

しかし、それにしてもどうも建設省の国民に対するアピールの仕方が、下手とは言わぬにしてもまだまだ足りないんじゃないか、こんなことを思うんですが、河川局長、今後の国民の理解を得るための取り組みについてはどういうふうなお考えですか。

○政府委員(松田芳夫君) 長良川河口堰につきましては、運用前におきまして、調査データ等の情報の公開、それからたび重なる説明会や見学会の開催、あるいは詳細なパンフレットの配付など、国民の皆様方の理解を得よう最善の努力をしてきたところであります。運用開始後におきましても、環境や防災のモニタリング調査というのを継続して行っておりまして、調査は公開で行い、その結果は逐次公表してきたところであります。今後とも、この方針はいささかも変わることなく続けていくことにしております。

また、一般の市民からの河口堰に対するさまざまな疑問や質問につきましては、これまでもあらゆる機会を通じてお答えしてきたところでありますが、今後ともこれまでと同様に情報を広く公開しつつ、誠意を持って説明し、引き続き国民の皆様方の理解を得よう最善の努力をしてまいる覚悟でおります。

○山本正和君 いずれにしても、大きな事業をするということは国民の理解と納得がなければ大変難しい問題が起ってくる。そして、小さな誤解から本当につまらぬことまで問題が発展するということとをこの河口堰の問題はあらわしていると思っております。

しかし、建設省というこの役所はいやでも応でもやっぱり国づくりというか、私は川の問題というの国を治める問題だと思っております。治水ですよ、治水に政治の安定がすべてかけられている。

中国は常に黄河との闘いですね、自然との。その中でいろいろの歴史がある。日本の国も、これは山が非常に険しく傾斜して平野部が少なく、水の問題を抜きにしては日本列島の安全はないんですね。ただ、そうかといって川だけの話ではないので、これは森林も守らなければどうにもならないんです。

それから、やっぱり日本のすばらしい景色また日本人の心というのも全部川と結びついていて、私はそう思うので、そういう意味でこれは河口堰に限りませんけれども、公共事業というものを今からやっぱりやっていかなきゃいけない。そして今、先ほどからお話があったように、地震の問題が大変大きく我が国には条件づけられている。そういう中でこれから公共事業をやっていくについて、これは大臣、ひとつ我が国の国づくりという観点から公共事業の進め方についての基本的なお考えをこの際お聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(森喜朗君) 山本委員も建設委員長をなさいましたし、建設行政に極めて詳しい。私は、どちらかといいますと余り建設委員に今まで衆議院で二十五年間一度もさせてもらえなかった。いや、させてもらえないと言う方がいいのでありまして、建設委員になりたという希望者はやっぱり衆議院では非常に多いございまして、なかなかさせてもらえないといいますが、できるだけ若い人たちに優先的に建設委員になつてもらおうというようなそんな方針もございまして、余り勉強する機会がございませんでしたことを大変今、大臣になりましたから慌てふためいておるところでございまして、先ほどの諸先生方の御意見、また今の山本委員の御質問、いろいろと教えられることが多くございまして大変私自身勉強になる、そう思っております。

改めて専門家の、永田委員長もそうでありますし、専門家の皆様はここで大見えを切るなんというような、そこまで愚かな人間でもございませ

が、建設省の皆さんに私は就任のときも申し上げて、とにかく景気回復という大きな下支えをするという役割はあるけれども、国民の税金をまず優先的に公共事業に投資することによって日本の国づくりをしていく、そのことにみんな誇りを持ってやろうと。特に、こゝまで経済成長をしこゝまで伸びてきた日本ですから、これからやっぱり質の高い住環境をつくる、あるいは先ほどから議論になっておりますように安全で安心な町づくりをやる、魅力と活力のある町をつくる、地域をつくる、そしてまたゆとりと潤いのあるそういう日本にしよう、こういうことが今の建設省が取り組んでおります大きな三つの柱でござい

す。河口堰につきましても、私の前任者であります野坂大臣がこれまでの経緯あるいは昨年一年間の調査結果、円卓会議での議論、地元自治体等の意見を十分踏まえて治水上しゅんせつを急ぐということ、また利水上必要であるということから本格運用の決定をされたものでございまして、七月六日から全ゲートの操作を開始しているわけでござい

ます。また、その間、特に地元ということで山本委員にも大変な御尽力を賜りましたこと、建設省のみんなも大変感謝をいたしておるところでござい

ます。現在、長良川の治水のかためでございますマウ

全には十分配慮しつつ、適正な、今委員からおつ

しやいましたようにまさに建設省としてはこれはすべて公開をしながら、国民の皆様はこれだけの関心を持っていただいた事業でございましてだけに、また、山本委員の御指摘ございましたように、世界に誇る先進的な河口堰の模範になるように、ぜひこれをしっかりと守っていききたい、このように考えております。

今後ともいろんな意味でのまた御指導を賜りますようにお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○山本正和君 終わります。

○緒方靖夫君 日本共産党の緒方靖夫です。初めに、この法案に対する基本的な考えを述べ

ておきたいと思

ね妥当、そういうふうに言われました。今回の法案も、現行耐震基準の再検討はしないまま新耐震基準を満たす改修を行うというのだと思うんです。新耐震設計法がおおむね妥当という意味は、大規模地震については人命に被害を及ぼすような倒壊あるいは落階がない、そういう新耐震の目標、そういうことを前提にしているものだと思うんです。

私は、実は今日の十日、十一日、神戸をずっとこの法案の観点から視察してまいりました。やはり今でも壊れている建物がいっぱいありまして、例えば柱や何かが曲がって、あるいは構造壁が割れたりコンクリートが欠け落ちたりしている相当ひどい建物がまだあるわけですね。こういうひどく破壊している建物についてどう見るのかということについて専門家に伺いますと、新耐震でも人命に被害を及ぼす倒壊、落階ではないのでこの程度なら合格だと、そういう返事が返ってきたので、私は非常にその話に驚きました。こういうものが許されるような耐震基準では、国民の生命、健康及び財産の保護を図るという建築基準法第一の目的に合致しないではないかと思うんです。そこで質問なんですけれども、阪神大震災の教訓を生かすために、震度七でも国民の常識のレベルで安全が確保される基準にする必要があるのではないかと、その点についてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(梅野捷一 郎君) 地震に對しましてどういうことをもって安全であるかということについては、いろんな考え方が当然あり得るわけでございます。私も先ほど来御説明申し上げております見解は、今も先生から御指摘ございましたように、現行の基準は、まれにしか起こらない大地震、そういうものに対しては少なくとも人命と、そういうものに對しては少なくとも人命と、そういうものを一つの間どとして耐震のレベルを考えておられるということでございます。これは、当然ながら基準法の場合、一般的な建物全体を通じる話でございますので、そういうもの

のをさらに引き上げた目標、どんな地震が来てもびくともしない、建物自体もびくともしないというような基準を定めるかどうかということについては、経済的な問題とのバランスというものをどうしても考えなければいけないレベルでございます。

今先生も申されました、今私も申しましたようなそういう基本的な考えに沿って判断するならば、今回の調査委員会の御報告でも言われておりますように、現在の我が国が建築基準法で持っております耐震基準の全体的な組み立て、骨格というもののについては大きな問題はないという結論を今のところ持つておられるわけでございます。

しかし、建物にはそれぞれいろいろな性格、特色がございます。そういうものにアプライする際にもっと慎重にあるいは丁寧な当てはめるべきいろんな技術的な部分があるわけでございます。それがよく例示として申し上げておりますようなピロティ形式の建築物というような点でございます。それらについてはなお技術基準というものは十分再検討をして補強していく必要があるだろうというふうな考えられていることでございます。

○緒方靖夫君 たまにしか起こらない地震というそういう考え方がなくて、やはりそういう地震が起きたときに人命をもちろん救う、それから国民の財産を救う、そのために最善の準備をするということが大事だと思うんです。

これは十月四日付の毎日新聞の社説なんです。これは「耐震性は本当に大丈夫か」、この中で例には原発を挙げているわけですが、やはりこういう疑問を大勢の国民が持っているんです。ですから、やはり根本的には耐震基準を見直していくという方向を、今も若干言われたと思うんですけれども、そういう方向にぜひ考えを進めていっていただきたい、そのことを要望しておきます。

次に、公共建築物の耐震強化についてなんですけれども、特に問題になるのが被災時の人命救助活動あるいは応急復旧活動で重要な役割を果たさ

なきゃならない警察、病院、消防署、庁舎、学校、電話局、そういう施設だと思ふんです。

例えば、私いろいろ取り寄せてみたんですが、警察ですけれども兵庫警察署が全壊、あるいは伊丹署の阪急駅前の交番が全壊で、それぞれ一名の警察官が殉職されているんです。あるいは病院でいいますと、長田区の西市民病院を初め全壊の病院が六つにも上っている、そういうことが起こっているわけです。

ですから、こういうことを考えてみたときに、やはりこういう問題、対策をどうするかということになるわけです。建設省は省庁、自治体などを対象に独自の耐震基準の有無を調査しているわけですが、その結果について述べてください。

○説明員(照井進一 君) ただいまお尋ねの調査でございますが、官公庁施設の耐震基準等調査というところで調査を私どもしております。これは実は今回の阪神・淡路大震災にかんがみまして、従来から私どもが制定しております官庁施設の総合耐震計画標準というものがございまして、これを再検討すべきかどうかということが検討の際に参考資料として調査したものでございます。

この調査の内容でございますが、各省庁それから都道府県等にアンケート調査をやったものでございまして、回答をいたしましては百五十機関の回答が寄せられました。その中で、例えば独自の上乘せ基準というようものを制定しているところは百五十団体のうち一三〇ございまして、内容につきましては、ほぼ私どもとそれほど変わらないと思ひますが、建物の用途に応じまして、例えば一〇〇でないしは二〇〇を割り増しするというようなことで耐震性能を上げて基準をつくっているというものが大体の概要でございます。

以上でございます。

○緒方靖夫君 特に耐震基準について対策をとっていないというその数は、そうすると百五十からそれを引けばいいわけですね。

○説明員(照井進一 君) そういうことです。

○緒方靖夫君 そうすると、その数というのはこの調査を見ても大体九十三機関、六二%に上ると、そういうふうな理解するわけですが、そういう施設、それはどういふところか具体的に挙げていただけますか。

○説明員(照井進一 君) 今一三%という数字は申し上げましたけれども、その独自の基準でなく、例えば建築学会とかもしくは私どもが制定しているような資料を参考にしてその実際の整備に当たっているところもかなりあるように見受けられます。あと、ほとんどそういうことのないところも、六〇%ぐらいは、ちよつと独自の基準とかまたそれからほかを参考にして運用基準のような形で作業してはなくて何もやっていないところがあるかと思ひます。その辺のそこそこかという詳細についてはちよつと今簡単に資料がないのでございまして、それ以後に出していただけたらか。

○緒方靖夫君 それは後に出していただけたらか。

○説明員(照井進一 君) はい。

○緒方靖夫君 お願いいたします。

私の方で幾つかの省庁に照会して調べたんですが、けれども、例えば建築基準法以外に基準がないところ、消防庁がそうなんです。これは自治省がそういう回答をよこしております。あるいは病院がそうなんです。ですから、地震が起こったときに一番大事なそういうところが何も対策をとっていないと、特に上乘せするような方針をとっていないというところなんです。ですから、私はやはりこの辺は大事な問題と思うんです。

そこで、お尋ねしたいんですけれども、建設省の官庁施設の総合耐震計画標準は防災拠点として機能する官庁施設についてどういふふうな定めているか、それをお尋ねします。

○説明員(照井進一 君) 私どもが制定しております官庁施設の総合耐震計画標準でございますが、これにつきましては、建築基準法の耐震規定によつてほとんどのものはそういうことで整備を進めているわけでございます。しかし、災害時の災

害対策または避難救護の活動拠点と言われるようなものにつきましてはこれはこの標準に定めまして、重要度係数を割り増ししてそのより高い耐震性能を課すことを目的にしてこの重要度係数を採用している次第でございます。

○緒方靖夫君 結局上乗せしているということですね、標準の基準に対して。

私、この計画標準を読ませていただきましたけれども、これは昭和六十二年、一九八七年につくられたものですね。こういう必要性がわかっていただけてすけれども、またここで述べられていることが必ずしも十分だと思いませんけれども、しかしそれにしてもこういうことを営繕ではやっていたわけですね。そのほかのところはやってこなかった、あるいは提起してこなかったということはやりは全体として怠慢ではないかと思えます。

そこで、大臣にお尋ねしたいんですけれども、重要な建築物について震度七の直下型地震でも機能が喪失しない、そういうことを目標にしていること、また、それに見合った改修を要する建築物を直ちに洗い出して改修の年次計画を明らかにしそのための特別の財源措置を講ずる、そういう考えについて大臣の考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(森喜朗君) 先ほど山本委員の御質問の際も御答弁申し上げましたように、まずこの法的な枠組みをとかくつくることが緊急の課題だろう、こう考えております。御指摘とおり、いろんな角度から見ましてもまだまだ完全なところにはまだすべてが完備しているというふうには私ども考えておりません。

ただ、地震はきょうも九州でありますように、まずは国民全体がこの建築基準というものに認識を持ってもらって、そしてそれぞれの個人の建物、住宅等について十分なる関心をまず持つてもらうこと。

それから、これは先ほど申し上げましたように、閣僚会議では各大臣に所管のそうした公共建築物について十分にそれを精査してもらいたい、

このように申し上げてございまして、国土庁長官の方でそれを取りまとめたようにお願いをしまして、長官からもその取りまとめたように、こういうふうにご発言もございました。総理からも強いそういう御要望もございました。

したがって、今ここでそのプログラム、どういう日程でどう進めるかということをお願いするそれだけのまだ準備ができておりませんけれども、委員の御発言の中にあります御趣旨は十分よく私どもも理解が出来ますので、この法律をまずおつくりいただきまして、さらに先ほどお話がございましたように支援措置、あるいはまたいわゆる税制面での優遇を八年度の改正にぜひ実現をさせたい、このように思つて逐次改善をしていく意味で取り組んでまいりたい、このように考えております。

○緒方靖夫君 非常に大事な問題ですので、政府全体として取り組んでいただきたいと思えます。特に、消防庁舎に対してその対策が打たれていないとは本当に驚くべきことだと思ふんです。ですから、よろしくお願ひしたいと思います。

次の問題ですけれども、住宅の耐震強化の問題です。

阪神・淡路大震災では、参議院の建設委員会調査室の調査にもありますように、あるいはまた先ほど市川先生の方からもお話がありましたように、死因の何と八七・八％が家屋などの倒壊による圧迫死ということになっていまして、ですから、こういったことを考えてみたときに、特に現地で見たときに、古い木造住宅あるいは木質住宅がもう軒並み倒れていまして、そこに住んでいるのは高齢者あるいは低所得者が多いわけ、こういう弱層階層が一番犠牲を受けている、これが実態だと思ふんです。

現地で話を聞くと、今回も聞いてきましたけれども、要するにあの木造住宅が倒れなければ、燃えなければあんな犠牲は起こらなかったんだと。これが一番心からの市民の叫びだということを痛感いたしました。

古い木造住宅の所有者の多くは耐震改修を行う経済力がない、あるいは木質住宅の所有者も耐震強化のために多額の投資をする、そういうことがなかなかできるものではないという現状があると思ふんです。低利融資だけではこうした住宅の耐震強化はほとんど進まないだろうと思ふんです。大地震が起きたときに弱者が一番犠牲になるという構図は、これではいつまでも変わらないと思ふんです。阪神・淡路大震災の犠牲を二度と繰り返さないために、国として従来の枠を超え、あるいは発想を超えて、個人の住宅についても特別に助成する施策を編み出すことがどうしても不可欠だと思ふんです。

先ほど岩井先生の方から財政支援、補助の必要性の問題についても出されました。国として耐震改修の助成を行うべきだと私は考えるんですけれども、その点を大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(森喜朗君) 耐震改修の実施は相当な経済負担になる、こういうことから、特に資力のない方々の建築物の耐震改修を促進するためにはやはり適切な支援措置が必要だと、私もそういうふうに考えております。

住宅の耐震改修に対する住宅金融公庫の融資限度額の引き上げを第一次補正予算で措置をいたしました。御承知のように二百四十万から五百二十万と枠を広げております。さらに、この法案によりまして、住宅の耐震改修に対する住宅金融公庫による貸付金利の優遇措置、これも規定をいたしております。

先ほど御答弁申し上げましたが、税制上の措置として、耐震改修を行ったときの所得税等の特別償却制度の創設についても現在これを要望いたしております。八年度の税制改正でぜひ実現を図りたい、こう考えておりますので、ぜひ諸先生方のお力添えも賜りたい、こうお願いを申し上げます。

これらの優遇措置の活用を図りまして、耐震改修の促進に全力を挙げて努力してまいりたいと考えております。

確かに、財政的な支援措置ということは、これは岩井委員からも、また多くの先生方からもそういうお話がございしますが、先ほどからよく申し上げて恐縮でございますが、まずは法的な枠組みを決めて、そして国民の皆さんにこれに関心を持ってもらいたいということが大事かと思ふんです。そして、国民の多くの皆さんから、そうしたことに對するやはり支援措置を進める、あるいは税制の優遇措置をやるべきだという国民的なそういう声を背にしながらさらに改善をしていく努力をしてまいりたい、このように考えております。

○緒方靖夫君 地震が起こったときに国民の命と財産を守るという問題、これは個人任せでいいのか。これがやはり阪神の地震で問われた非常に大きな問題であり、また教訓だと思ふので、やはり私さつき述べました個人の住宅への助成、そのことをぜひ進めていこうと思ふんです。

最後になりますけれども、私どもの調査では、今自治体でこういうことをいろいろ進めているんです。例えば自治体でいいますと大阪府、それから横浜市、東京の中央区、台東区、練馬区、渋谷区などでこういうことが始まって、東京都ではこの十月から改修の助成を進めるといふ、そういうことになっていまして、

私は、これは非常に大事だと思ふんです。地震が起これてからでは遅過ぎる、その前に可能な限り万全な耐震対策をとっておけばよかった、これが阪神の被災者たちの声だと思ふんです。今回これを……

○委員長(永田良雄君) 緒方君、割り当て時間を超過いたしておりますので、簡潔にお願いします。

○緒方靖夫君 はい、承知しました。簡潔にいたします。

こういう犠牲を繰り返さないために、国と同じように財政難にある自治体で始めている努力を国がどうしてできないのか、また助成を行う自治体への国の助成は考えられないのか、このことを重ねて大臣にお聞きしたいと思います。

め、耐震診断を行う技術者を育成し、その確

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十一分散会

震改修（其震に對し

料。書類その他の物件を移す。

- 4 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 建築物の耐震改修の計画の認定
(計画の認定)

- 第五條 建築物の耐震改修をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途

三 建築物の耐震改修の事業の内容

- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他建設省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定(以下この章において「計画の認定」という)をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして建設大臣が定める基準に適合していること。

- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三條第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築(壁のない

部分に壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る)、大規模の修繕(同法第二條第十四号に規定する大規模の修繕をいう。)又は大規模の模様替(同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。)をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなること及びやむを得ない認められるものであること。

- ロ 工事の計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

- 四 第一項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三條第二項の規定の適用を受けている耐火建築物(同法第二條第九号の二に規定する耐火建築物をいう。)である場合において、当該建築物について壁を設け、又は柱若しくははり模様替をするにことにより当該建築物が同法第二十七條第一項、第六十一條又は第六十二條第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基

準法第二十七條第一項、第六十一條又は第六十二條第一項の規定に適合しないこととなること及びやむを得ないと認められるものであること。

- ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

- (1) 工事の計画に係る壁又は柱若しくははりの構造が建設省令で定める防火上の基準に適合していること。
- (2) 工事の計画に係る壁又は柱若しくははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が建設省令で定める防火上の基準に適合していること。

- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六條第一項の規定による確認又は同法第十八條第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

- 5 建築基準法第九十三條の規定は所管行政庁が同法第六條第一項の規定による確認又は同法第十八條第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合において、同法第九十三條の二の規定は所管行政庁が同法第六條第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分(以下この項において「建築物等」という。)については、建築基準法第三條第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同法第二項の規定を適用する。

- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三條第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の建設大臣が定める基準に適合しているものとして計画の

- 認定を受けたもの
- 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七條第一項、第六十一條又は第六十二條第一項の規定は、適用しない。

- 8 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六條第一項の規定による確認又は同法第十八條第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六條第一項の規定による確認又は同法第十八條第三項の規定による通知があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

- 第六條 計画の認定を受けた者(以下この章において「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(建設省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

- 第七條 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前條第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る建築物(以下この章において「認定建築物」という。)の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

- 第八條 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従つて認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消)

- 第九條 所管行政庁は、認定事業者が前條の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取

り消することができる。

(住宅金融公庫の資金の貸付けの特例)

第十条 住宅金融公庫が、認定建築物である住宅の耐震改修をしようとする認定事業者に対し、住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第二十条第四項の規定による限度において同法第十七条第五項の規定により資金を貸し付ける場合における当該貸付金の同法第二十一条第一項の表一の項に規定する当初期間の利率は、同表五の項の規定にかかわらず、年五・五パーセント以内で政令で定める率とする。

第四章 雑則

(資金の融通等)

第十一条 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(研究開発の促進のための措置)

第十二条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解を深める等のための措置)

第十三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めるものとする。

第五章 罰則

第十四条 第四条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十五条 第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四十五号中「及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)」を「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第 号)」に改める。

十月十九日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は十月十八日)

一、建築物の耐震改修の促進に関する法律案

平成七年十月二十六日印刷

平成七年十月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局